

第38回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事概要

1. 日時：平成30年10月29日（月）17:45～18:14

2. 場所：4号館1階123会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子議長

4. 議事概要：

○司会 それでは、第38回規制改革推進会議後の大田議長による記者会見を開始いたします。

まずは大田議長のほうから御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○大田議長 お待たせいたしました。きょうは今期の重点課題の一つである総合取引所について議論いたしました。金融庁、経産省、農水省、それから東京商品取引所、日本取引所グループにおいでいただきました。資料はお手元にございますので、ごらんいただければと思います。

委員との意見交換を御紹介いたします。

まず、今、報道されていますように、東京商品取引所（以下TOCOM）と日本取引所グループ（以下JPX）の協議がスタートした件について。これは民間企業の話ですので見守ることになるが、民間企業とは言っても取引所というのは公益性が高く国益にも直結しているので、役所も任せっきりでなく、積極的に関与する必要があるという意見がありまして、これには経産省も農水省も金融庁もしっかりとアドバイスをしたいということでした。

次に、総合取引所のイメージに関して幾つか意見や質問が出ました。

総合取引所というのは形だけ統合するのではなくて、1つのプラットフォームで全ての市場参加者が金融も商品も取引できる規制・監督の一元化が重要であると。JPXグループのなかに商品取引所が入ることが目的ではなく、市場参加者にとって使い勝手のよい市場になることが重要であるという意見が出されました。

JPXさんのほうから、海外の投資家は日本以外では金融証券から商品まで全てに投資しているが、日本では海外投資家を満足させる流動性の高い商品が限られている。投資家のオーダーをつなぐ証券会社も乏しい。もし、日本で総合取引所ができれば、すぐに日本の市場でも取引をしたいという海外投資家はたくさんいるという発言がありました。

金融庁からは、総合取引所のイメージとしては、1つのエンティティで効率的に全ての取引を提供するというところもあるだろうし、幾つか分社化してグループとして提供する場合もあるだろうと。ただ、重要なのは、投資家が自分のポートフォリオの中で金融証券、商品を組み合わせるということ。つまり、共通の取引基盤を提供できるということであるという話がありました。

一番多かった質問は、現在でも2012年の金商法改正でJPXが商品デリバティブ市場を開設することはできるようになっているのに、なぜ前に進まないのか。金融庁も経産省も農水省も総合取引所には賛成であると言っているのに、なぜ進まないのか、何がネックになるのかという質問が相次ぎました。

JPXが商品デリバティブ市場を開設したり個別商品デリバティブの上場を廃止したりする場合は、経産大臣や農水大臣省の同意が必要になりますが、「こういう場合は同意しない」という要件は何かという質問に対して、経済産業省からは、価格形成がしっかりと行われる、十分な取引量が確保される、それから商品の生産流通に悪影響を及ぼさない、といった要件が必要になってくるという話がありました。

また、市場を一緒にするわけですから、関係者の同意が得られることが必要であるという発言もありました。これに対して、委員から、今、グローバルに取引所の競争があり、投資家もグローバルな市場に投資している中で国内の関係者の同意というのがなぜ必要なのか、という質問があり、経産省から、関係者の同意が必須要件ではないけれども、何か反対があるのには理由があるからであって、やはりそこには耳を傾けていく必要があるという発言がありました。

また、「商品の生産流通に悪影響を及ぼさない」ということについて、デリバティブ取引が総合取引所で行われることになったことで、なぜ商品の生産流通に悪影響が及ぶのか、という質問がありました。これに対して、経産省から、生産者は価格を見ながら先々の生産をしていくので、そのときに現物価格に悪影響を及ぼすような価格形成が先物取引で行われた場合には影響が及ぶ、という回答がありました。

先物市場での不当な価格形成が現物市場に悪影響を与えるのではないかということは、以前から総合取引所の議論をめぐって出てきます。2013年に前身の規制改革会議のワーキンググループで議論した時に、どういうことなのか私から質問しました。それに対する当時の経産省の審議官の回答内容を、きょうも改めてお尋ねしました。当時の経産省審議官の回答は、「必要以上のボリュームで現物取引をする、もしくは他社の価格に影響があるようなボリュームで先物取引をすることによって、価格変動をさせておいて自分だけが売り抜けるといった特異な例」であれば、先物市場での価格形成が現物市場に悪影響を与えると。「リスクヘッジは、普通の事業者は他者に影響を与えない程度のパーセンテージしかポジションを持っていないので、その懸念は少ない」ということでしたので、この認識は同じか、ということをお尋ねしたら、現在の市場を前提にすればそういうことだという回答でした。

最後に、経済産業省は総合取引所の創設よりも総合エネルギー市場を優先させていると、そう書かれた報道もあって、私もそのように思い込んでいたのですが、これは誤解かとお尋ねしました。つまり、総合エネルギー市場を総合取引所に優先させるということはないのかと。経産省のお答えは、政府の一員として総合取引所というものは優先させるし、同様に総合エネルギー市場も重要である、どちらが先であるということはないというお答え

でした。

主な議論はそういうところですよ。私からは以上です。

○司会 それでは、今から質問を受け付けます。挙手の上、指名されましたら、御所属を名乗っていただいた上で質問いただければと思います。

○大田議長 少し補足させてください。

経産省の資料の最後の6ページ、総合取引所の実現に向けた論点、これが比較的重要なポイントです。総合取引所の実現に当たっては、商品先物市場の活性化につながる必要があります。そのために以下のような点について具体的に詰めて関係者で認識を共通化していく必要があるということで4点、書かれています。

この4点はいずれも非常に重要なことで、反論の余地はないようなことですので、実態的に総合的な取引所を実現させるために「同意をしない要件は何なのか」、という質問につながっているということです。

今、話題になっている再編がどういう形になるのかというのを私どもは議論したわけではなくて、現在でもJPXが商品関連市場を開設することはできるわけですから、現在の法律で開設しようとしたときに何がネックになっているのか、というのが議論の1つのポイントでした。この観点から、同意をしない要件は何か、また、関係者の同意は不可欠なのか、という質問につながったということです。

以上、補足です。

○司会 質問を受け付けますが、よろしいですか。

○記者 大きく2点、あります。答申について、重要事項として早ければ年内にもこの分野についてはまとまっていく見通しかと思うのですけれども、そのころの答申に向けて、例えばいつごろまでにこれの結論を出すのだとか、もう既にやろうと思えばできるということであれば一刻も早く着手しておかしくないのかなという状況なのですが、その時期的なめどみたいなものは、まず今回、意見として出たのでしょうか。

○大田議長 時期的なめどは議論の中では出ておりません。一刻も早くということだと思います。私どもはきょうの議論を踏まえて意見書を取りまとめて発表いたします。それをベースに今後の議論を進めていきたいと思っています。

○記者 もう一点が、この省庁が3つまたがっていて、金融庁と経産省、農水省という形だと思うのですが、一般的に縦割りの行政があって、それぞれの監督権限が及ぶ先をどちらかに譲ったりとかそういうことをしづらいというような見方も市場の関係者の中には出ているのですけれども、国際競争が激しくなる中を踏まえて、そういったものを打破していく、この岩盤を打破していくというような方向性になっていくのでしょうか。

○大田議長 現在でも、商品デリバティブ取引に関してはJPXが開設することができて、開設されれば金融庁に監督権限を一元化されることになっています。開設や個別商品デリバティブの上場を廃止したりするときに、その商品の所管官庁の同意が要る、あるいは協議が必要ということが金商法の194条でしたか、書かれております。ここでどういうことがネ

ックになっているのかというのがポイントの1つです。

経産省はそういう同意をしてくれという具体的な話があったわけではない、ということですし、JPXさんになぜ上場を申請しないのかとお尋ねしたら、申請して認めてもらってもそれのできるわけではなくて、やはり市場関係者の理解を得るプロセスが要る、といった話がありました。したがって、どうしたらここを実態的に明確にして、総合的な取引所ができるようにしていくかというのが重要なポイントです。

金融庁の資料の最後の7ページに、「総合取引所に対する一元的な規制・監督」が図示されていますが、ここにありますように、規制・監督は法律上は一元化されるようになっています。しかし、同時に、「協議・連携」ということも図に書かれています。

○司会 では、そちらの方。

○記者 今後、直接の話し合いというのがJPXとTOCOMの間で進んでいくのだと思うのですが、民間企業同士の協議ですから、あるいは時間がかかることがあるかもしれませんし、もつれることがあるかもしれないのですが、規制改革推進会議としてはどのようなスタンスで見守っていくのか、あるいは促していくのか。現時点でどのようなお考え、立場でいらっしゃるかというのを改めてお願いします。

○大田議長 TOCOMとJPXの再編の交渉は民間企業が行うことで、これについての規制はもうクリアされていますので、私どもとしては、そこに関与する気はありません。そうではなくて、規制改革推進会議ですから、現在、総合的な取引所ができる体制になっているのにできていないという点に焦点を当てていきたいと思っています。形のうえでJPXグループの中にTOCOMが入ったらできるとか、外だったらできないということではなくて、実態的に規制・監督権限が一元化されていないという点を議論していきたいと思っています。

逆に言うと、TOCOMがJPXグループに入ったからといって、それだけで総合的な取引所が実現するわけではありません。商品取引所は経産省と農水省の共管になっていますが、それがそのまま残って、大阪取引所が商品デリバティブ市場を開設しようとしたら同じように同意や協議が必要という形になるかもしれません。形を一体化させることが私どもの議論の目的ではなく、あくまで投資家の利便が高まり、商品市場が活性化するための総合的な取引所の実現が、私どもの目指すところです。

○司会 では、そちらの方、どうぞ。

○記者 きょう、金融庁、農水省、経産省に総合取引所の必要性については聞かれて、3省庁とも必要だという確認はされたという理解でいいですか。

○大田議長 はい。確認する前に、みずから前向きに進めたい、重要であるということをお話されました。

○記者 その上で、なぜ総合取引所ができていないのかという金商法上の同意要件みたいなものについて、3省庁にいろいろお話を聞かれたという理解でよろしいですか。

○大田議長 はい。

○記者 今後、今、大田さん、意見書を取りまとめて発表するとおっしゃったのですけれど

ども、きょうの議論を踏まえた意見書を次の本会議でお示しになって、それでまた議論を進めていくという理解でいいのですか。

○大田議長 きょう、いろいろな意見をお聞きしましたので、これを踏まえて意見書をなるべく早くお出しします。

○記者 その意見書というのは、済みません、どういった意見書になるのですか。

○大田議長 総合取引所を実現するためにこれが必要であるという意見書になりますが、中身については、まだたたき台ができていないわけではありますので、これからです。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 では、そちらの方、どうぞ。

○記者 なぜ取引所が実現しないのかというお話で、まさにその理由、原因を調べていこうという話ですけれども、今のルール、金商法の中でもやろうと思えばできるというお話がありましたが、念のため繰り返し確認させていただきたいのが、その上で同意条項というのはなくすべきだとそれでもお考えなのか、それとも現状のルールのまま取引所の実現ができるのであれば、その条項の廃止は要らないというようにお考えなのか、そこはどのように整理なさっていらっしゃいますか。

○大田議長 商品をあずかる官庁が商品デリバティブ取引への関与を一切なくしていいのかどうかというのは詰めた議論が必要だと思っております。海外では実際に総合的な取引所になっているわけですから、そこで原資産をあずかる官庁がどういう関与をしているかというのは少し調べてみたいと思っております。同意要件の撤廃が前提ということではなく、そのどこがネックになっているのか。経産省のお答えでは、金融庁と対立しているわけではなくて、この6ページに書かれたような点を関係者で共通化できれば同意していきたいと言っておられるわけですね。ですから、同意要件の廃止が必須であるというようには思っておりません。よろしいでしょうか。

○記者 はい。

○司会 よろしいですか。

では、そちらの方、どうぞ。

○記者 確認なのですが、意見書というのは答申よりも先に出されるということになるのでしょうか。

○大田議長 もちろんです。答申に向けての意見書ですので。議論を前に進めるために私どもとして意見を文書にして出すということは、ほかのワーキンググループでもやっております。その意見書に対して、省庁から反対であるとかいろいろな意見が出てくるわけで、それを受けて議論を進めていくということです。

○司会 そちらの方。

○記者 何度もしつこいように申しわけないのですが、その意見書というのは、きょうの議論、1回の議論でもって一体何が問題かというものまで皆さんの論点を洗い出してしまおうということになるのでしょうか。

○大田議長 この議論はもう10年やっています。第1次安倍内閣でスタートさせた議論です。金商法も2回改正されました。そして、前身の規制改革会議の2013年の答申でも「実現に向けた環境整備を積極的に進める」ということを書いております。それから、成長戦略である日本再興戦略にも総合取引所の実現というのは毎年書かれています。かなり議論は出尽くしたと言っていると思います。今度こそ実現させていくということでの意見書になります。

○記者 現状、大田議長は、きょうの議論を聞く限り、では、一体、実現しない理由は何だということにお感じになりましたか。

○大田議長 同意しない要件というのをお聞きしたときに、十分な取引量が確保されることであるとか、現物の生産や流通に悪影響が及ぼされないということ、清算機関も十分な信用力があるものになる、といったようなことを関係者でしっかりと合意ができることというのがきょうのお答えでした。きょうの議論が今、終わったところですので、少し整理して意見書をまとめたいと思っています。

○記者 繰り返しになるかもしれませんが、スケジュール感的なものとしては、意見書はいつごろの予定で、答申はいつになるというように考えればいいですか。

○大田議長 答申の時期はまだはっきりしておりません。年内を目指しておりますが、はっきりしておりません。意見書はなるべく早く出します。

○記者 今回、改革推進会議でこの議題を扱うということがかなり緊急の対応だというように理解しているのですけれども、そもそも10年、ずっと議論を続けてきて、ここに来て推進会議で本格的にがちっとやるというのは、民間で交渉が始まったからそれをサポートするために議論を始めているという理解でいいのでしょうか。

○大田議長 いえ、全然違います。民間で交渉が始まったという報道は、私どもが重点課題を出した後でしたので、それは関係ありません。2012年の金商法改正の施行が2014年3月だと思うのですが、5年後の見直しの時期に来ているということが1つあります。

それから、私どもがこの6月に出した第3次答申の中に、電力先物市場について書かれています。答申には、「資本力、人的資源、経験等の面から見て、東京商品取引所が単独で信頼性が高く、市場参加者にとって使いやすい市場を形成するには課題が多いと言わざるを得ない。東京商品取引所単独での取り組み以外に実績ある海外取引所との提携、総合取引所の創設等を比較検証する」と。電力先物市場の上場は比較的急がれる課題ですので、それもあって総合取引所の議論を進めているということです。

第1次安倍内閣からですので、そろそろここで前に進めるのは、不可欠だと思っています。

○司会 質問、おありの方。そろそろ時間ですので、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、記者会見を終わりたいと思います。きょうもお疲れさまでした。